

第223回三重県開発審査会 審議概要

令和元年12月2日(月)13時30分～

三重県勤労者福祉会館 2階第2会議室

司 会
(事務局)

委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから、第223回三重県開発審査会を開催いたします。

三重県開発審査会条例第4条第2項の規定により会長及び3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないとされています。本日は2名欠席ですが、会長及び4人の委員が出席していただいておりますので、本日の審査会は成立することを報告させていただきます。

本日ご審議いただきますのは包括議決案件が三重県52件、津市21件、桑名市8件、鈴鹿市44件です。なお、本審査案件は、三重県と桑名市が併せて付議する1件と鈴鹿市2件でございます。

審議については、「三重県開発審査会の公開に関する方針」により、包括議決案件及び提案基準の新設については公開となります。

本日の傍聴者は、いらっしゃらないということをご報告させていただきます。

それでは、条例第4条第1項により会長が議長となるとされていますので、ここからの議事進行を会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いたします。

会 長

まず、通常ですと、前回の開発審査会の議事録及び審議概要の確認をしていますが、今回は事務局から各委員に了承か否かを確認したうえで、議事録及び審議概要を確定していますので、包括議決案件からすすめてまいります。

まずは三重県分から説明をお願いします。

三 重 県
(処 分 庁)

(包括議決案件 52件の報告)

会 長

ご質問等ございませんでしょうか。

委 員

はい。

会 長

それでは、次に津市分の説明をお願いします。

津 市
(処 分 庁)

(包括議決案件 21件の報告)

会 長

ご質問等ございませんでしょうか。

委 員

はい。

会 長

それでは、次に桑名市分の説明をお願いします。

桑名市 (処分庁)	(包括議決案件 8 件の報告)
会 長	ご質問等ございませんでしょうか。
委 員	はい。
会 長	それでは、次に鈴鹿市分の説明をお願いします。
鈴鹿市 (処分庁)	(包括議決案件 4 4 件の報告)
会 長	ご質問等ございませんでしょうか。
委 員	はい。
会 長	それでは、三重県 5 2 件、津市 2 1 件、桑名市 8 件、鈴鹿市 4 4 件の包括議決案件の報告を終了します。

これより先は、本審査案件の審議であり、第 2 2 3 回三重県開発審査会の本審査案件は、個人及び法人の許可申請に係る妥当性及び適合性を審査するものであり、個人情報及び法人の利益に関する情報が含まれる事項について取り扱うものであることから、三重県情報公開条例第 2 7 条第 1 号の規定に基づき、非公開として取り扱っています。

都市計画法第 2 9 条第 1 項の規定に基づく開発行為許可申請に関する議案

- ・申請地：員弁郡東員町及び桑名市内
- ・建築物の用途：工場（鋳物原材料販売及び鋼材原料収集業）
- ・主な意見や質問は、次のとおりでした。
 県道側の車両の待機について
 平成 2 4 年当時の開発許可と県道工事との時系列について

都市計画法第 2 9 条第 1 項の規定に基づく開発行為許可申請に関する議案

- ・申請地：鈴鹿市内
- ・建築物の用途：工場
- ・主な意見や質問は、次のとおりでした。
 鋼材部品の搬入車両の大きさについて
 道路向かいの認定こども園の理解や同意について

都市計画法第 4 2 条ただし書きの規定に基づく予定建築物以外の建築等許可申請に関する議案

○当該案件については、判断を保留。

- ・申請地：鈴鹿市内
- ・建築物の用途：工場（食肉加工）、寄宿舎
- ・主な意見や質問は、次のとおりでした。
 市街化調整区域に寄宿舎を建築することについて
 開発許可制度運用指針の解釈について
 当該建築計画について